

＜被扶養者【取消】申請 添付書類確認表＞

注)被扶養者取消申請書に、「**取消対象者の保険証(現物)**」と下記に該当の添付書類をご提出ください。

※以下は基本的な事例を前提としている為、申告内容により追加書類を求める場合があります。

2023年5月現在

取消申請の事由	添付書類	備考	
就職	1) 就職先で健康保険に加入	以下①②のいずれか ①就職先で交付された「保険証」(写し) ②「健康保険資格取得証明書」(写し) ※書式例はこちら	*②の健康保険資格取得証明書は、取消対象者の氏名・資格取得日・記号-番号・保険者番号が確認できるもの
	2) 就職先で健康保険に未加入	以下①②のいずれか ①採用年月日記載の「採用通知書」(内定通知書を除く)(写し) ②採用年月日記載の「在職証明書」(写し)	*就職先で「健康保険に加入していない」ことが確認できるもの
国民健康保険に加入	●国民健康保険証の写し	*ジェイティ健保の被扶養者当時から氏名が変更されている場合は、旧姓から新姓への変更が確認できる書類も添付	
結婚	以下①②のいずれか ①婚姻届受理証明書(原本) ②戸籍謄本(又は戸籍全部事項証明書)(写し)	*婚姻日が確認できる発行から3ヶ月以内のもの *取消対象者が、すでに他健保の資格を有している場合は、加入先の保険証の写しを必ず添付 *ジェイティ健保の被扶養者当時から氏名が変更されている場合は、旧姓から新姓への変更が確認できる書類も添付	
離婚	以下①②のいずれか ①離婚届受理証明書(原本)もしくは ②戸籍謄本(又は戸籍全部事項証明書)(写し)	*離婚日が確認できる発行から3ヶ月以内のもの *取消対象者が、すでに他健保の資格を有している場合は、加入先の保険証の写しを必ず添付 *ジェイティ健保の被扶養者当時から氏名が変更されている場合は、旧姓から新姓への変更が確認できる書類も添付	
死亡	以下①②③のいずれか ①死亡診断書(写し) ②埋葬(火葬)許可証(写し) ③戸籍謄本(又は戸籍全部事項証明書)(写し)	*死亡日が確認できる発行から3ヶ月以内のもの	
同居条件の被扶養者が別居した場合	●別居後の除票住民票	*別居日が確認できる発行から3ヶ月以内のもの	
その他 被保険者以外の方に扶養されその保険証を持っている場合	以下①②のいずれか ①加入先で交付された「保険証」(写し)もしくは ②「健康保険資格取得証明書」(写し) ※書式例はこちら	*ジェイティ健保の被扶養者当時から氏名が変更されている場合は、旧姓から新姓への変更が確認できる書類も添付 *②の健康保険資格取得証明書は、取消対象者の氏名・資格取得日・記号-番号・保険者番号が確認できるもの	
◆年間収入限度額を超える(超えた)場合			
1) 給与収入が限度額を超えた	以下①②③のいずれか ①給与支払(見込)証明書(原本) ②給与支払明細書(直近3ヶ月分)(写し) ③給与所得の源泉徴収票(写し)	*勤務先で健康保険に加入していないことが確認できる状態のもの	
2) 雇用条件の変更により限度額を超えた	以下①②③のいずれか ①雇用契約書(写し) ②給与支払明細書(直近3ヶ月分)(写し) ③給与支払(見込)証明書(原本) ※書式例はこちら	*雇用条件変更の内容や変更年月日および勤務先で健康保険に加入していないこと等が確認できる状態のもの	
3) 事業(営業等・農業)及び不動産収入等により限度額を超えた	●確定申告書および収支内訳書(または、青色申告決算書)	*税務署に対して確定申告を行っていない場合は、市区町村への届出「市(区町村)民税・県民税申告書」等の写しを添付	
4) 年金の支給開始により限度額を超えた	●年金裁定通知書(年金証書)	*全てのページの写しを添付	
5) 年金額の改定により限度額を超えた	以下①②のいずれか ①年金額改定通知書 ②年金裁定通知書(支給額変更通知書)	*全てのページの写しを添付	
6) 失業給付額と他の収入の合計が限度額を超えた	●雇用保険受給資格者証の表裏および ●他の収入の収入見込額証明書類	*続紙がある場合は、続紙を含む全ての面の写しを添付	